

# 国民健康保険に加入または脱退するときは 14日以内に届け出を!

国民健康保険に加入したり脱退するときには届け出をする必要があります。  
次のような場合には必要な書類をお持ちいただき、健康福祉課で手続きしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印かん
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印かん
	生活保護を受けなくなったとき	印かん
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の保険証、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印かん

○加入の届け出が遅れると・・・

- ・国民健康保険税は届け出をした月からではなく、資格を得た月の分からさかのぼって納めることとなります。
- ・加入の手続きが遅れてしまった期間にかかった医療費は全額自己負担になる場合があります。

○脱退の手続きが遅れると・・・

- ・脱退の手続きをしないまま、国民健康保険証を使って診療等を受けた場合、国保が負担した分の医療費を返還していただくこととなります。
- ・国民健康保険税の精算ができず、請求されたままになります。

問い合わせ先 健康福祉課国保年金係 (72-1173)

# 環境保全型農業直接支援対策のお知らせ

山都町では、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に支援を行います。

## 環境保全型農業直接支払交付金

### 1. 対象農業者

販売を目的とした生産を行う農業者、農業者グループが支援の対象となります。

ただし、以下の要件があります。

- ①エコファーマー認定を受けること。(注 有機農業の取組者については特例措置あり)
- ②農業環境規範に基づく点検を行うこと。

### 2. 支援対象取組・・・下記の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組

#### I 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と併せて①～⑥のいずれかを組み合わせた取組

- ①カバークロープ・・・主作物の栽培前後にいずれかの緑肥等を作付けする取組
- ②炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用・・・主作物の栽培前後に堆肥を施用する取組
- ③夏期の湛水管理・・・主作物の栽培前後に2か月以上の湛水を行う取組
- ④リビングマルチ・・・主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組
- ⑤草生栽培・・・主作物の圃地に麦類や牧草等を作付けする取組
- ⑥冬期湛水・・・冬期間の2か月以上水田に水を張る取組

注) 上記①～⑥の取組については要件があります。(詳しくはお問い合わせください。)

#### II 有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)

### 3. 支援の水準

支援単価 8,000円/10a (ただし、Iの②の取組は 4,400円/10a)

\*支援単価は国と地方公共団体(県+町)の合計金額です。

### 4. 申請手続き

申請期間は、平成26年6月30日までとなります。

(ただし、期限までに作物の収穫が終了する場合は、収穫前までに申請をお願いします。)

申請時に必要な書類 ①実施計画書(兼確認依頼書)、②交付申請書

担当課に用意してありますので、連絡をお願いします。

### ≪問い合わせ先≫

山都町役場 農林振興課 農政係 電話 72-1136

// 清和総合支所 産業振興課 電話 82-2111

// 蘇陽総合支所 産業振興課 電話 83-1111